新型コロナウイルス感染症の影響による離職者への支援として、介護事業所に就職した場合等に、「就職祝い金」・「定着一時金」を給付します

各務原市では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方で、介護職として市内介護事業所に新たに就職された場合、また、その後さらに６カ月就労継続された場合に、「就職祝い金」・「定着一時金」を支給し、離職者の再就職をお祝いするとともに、介護サービス事業所の人材不足を改善します。

支給額

「就職祝い金」：１万円　「定着一時金」：１０万円

支給対象者「就職祝い金」

次の要件をすべて満たしている方

① 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者であること。
② 令和３年１０月１日以降に新たに介護サービス事業所へ期限を定めない雇用契約の正規職員又は所定の勤務時間の上限で働くフルタイム勤務の介護職員として採用された方であること。
③ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者となった後、他に職歴があった場合は、直近の前職が短時間労働であること。
④ 新型コロナウイルス感染症以外の理由での介護職から介護職への転職でないこと。
⑤ 交付申請日時点で介護サービス事業所の職員として在職していること。
⑥ 本事業の祝い金の交付を受けていない方であること。

支給対象者「定着一時金」

次の要件をすべて満たしている方

① 上記「就職祝い金」の６要件に該当していること。
② 交付申請日時点で６カ月間以上介護サービス事業所の職員として在職していること。

各務原市ＷＥＢサイト

申請手続

就職した介護事業所を通じて申請手続を行ってください。

<table>
<tr><th></th><th>❶就職祝い金</th><th>❷定着一時金</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１万円</td><td>１０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対象
いずれにも該当すること</td><td>令和３年１０月１日以降に新たに介護サービス事業所へ介護職として採用された方であること</td><td>令和３年１０月１日以降に新たに介護サービス事業所へ介護職として採用され６カ月以上在籍された方であること</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和２年１月１日以降に新型コロナウイルス感染症の影響で退職
（コロナ離職した職業及び退職理由の自己都合、会社、法人都合は問わない）</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請日時点で在籍している、正規職員又はフルタイム勤務の介護職員である</td></tr>
<tr><td colspan="2">過去に本事業の同じ支援金を受けていない</td></tr>
<tr><td>応募締切</td><td>令和４年５月２日必着</td><td>令和４年１０月３１日必着</td></tr>
</table>

支給までの流れ

（１）	委任状（採用者本人）と申請書（事業所）の様式を 各務原市ＷＥＢサイトより入手
（２）	採用者が事業所へ委任状を提出 事業所が申請書を市へ提出
（３）	申請書に基づき、市より採用者本人の指定口座へ支払い
※	祝い金を支給した方については、６カ月後に改めて「定着一時金」を申請

お問い合わせ先

詳細な条件、様式や実施要綱は、各務原市ＷＥＢサイトにて掲載しています。

各務原市健康福祉部　介護保険課
各務原市那加桜町 1-69

℡０５８-３８３-２０６７